

## 監 査 結 果

新潟県監査基準(令和2年2月25日監査委員決定)に準拠し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

### 1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行(以下「財務事務の執行等」という。)を対象として監査を実施した。

### 2 監査の着眼点(評価項目)

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

### 3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

### 4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われているが、一部においては是正又は改善を要する事項等が認められた。

#### 【監査結果の区分(是正又は改善を要する事項等)】

区 分	内 容
指摘事項	明らかに違法又は不当なもの、著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの等
注意事項	是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの
検討事項	指摘事項、注意事項に該当しないが、行政行為の経済性・効率性・有効性や行政目標・達成手段の妥当性等に関しては是正、改善の検討を求めるもの

監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

企業会計  
(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
本 庁 基幹病院事業会計	令和 5 年 7 月 19 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	適正と認めた。

(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本 庁 流域下水道事業会計	令和 5 年 7 月 20 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	適正と認めた。
2 事業所 流域下水道事務所	令和 5 年 6 月 13 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	同 上

(交通政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本 庁 新潟東港臨海用地造成 事業会計	令和 5 年 7 月 18 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	適正と認めた。
2 事業所 新潟地域振興局 新潟 港湾事務所東港分所	令和 5 年 6 月 13 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	同 上

(企業局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本 庁 共通管理勘定	令和 5 年 7 月 20 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項
電気事業会計	令和 5 年 7 月 20 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する 事項
工業用水道事業会計	令和 5 年 7 月 20 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
工業用地造成事業会計	令和 5 年 7 月 20 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 公文書の取扱いに関する事項
2 事業所 発電管理センター	令和 5 年 6 月 9 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	適正と認めた。
新潟工業用水道事務所	令和 5 年 6 月 13 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 支出に係る帳票等及び証拠書類に関する事項 個人情報等の取扱いに関する事項
上越利水事務所	令和 5 年 6 月 1 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	適正と認めた。

## (病院局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本 庁 病院事業会計	令和 5 年 7 月 19 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、 1,570件30,868,654円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。  (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
2 施 設 妙高病院	令和 5 年 6 月 8 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、77件 1,632,042円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的 な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収 納に努めるとともに、発生予防対策について も一層強化されたい。
中央病院	令和 5 年 6 月 7 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	(指摘事項) 1 過年度未収金について、決算日現在、 2,684件59,784,544円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。  2 物品管理簿（E T Cカード）を作成して いなかった。 新潟県病院局財務規程で準用する物品会 計規則に基づく事務処理を行われたい。  (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
松代病院	令和 5 年 6 月 6 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
柿崎病院	令和 5 年 6 月 12 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項
十日町病院	令和 5 年 5 月 29 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、884件 21,038,344円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的 な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収 納に努めるとともに、発生予防対策について も一層強化されたい。  (注意事項) 支出事務手続に関する事項
精神医療センター	令和 5 年 6 月 12 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、261件 9,117,074円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。  (注意事項) 物品の管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
加茂病院	令和 5 年 6 月 5 日	令和 4 年度	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項

津川病院	令和5年5月30日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、240件2,920,546円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>(注意事項) 県有財産の管理に関する事項</p>
吉田病院	令和5年5月30日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、744件18,413,988円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項</p>
がんセンター新潟病院	令和5年6月6日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、1,458件33,289,949円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>(注意事項) 収入事務手続に関する事項</p>
新発田病院	令和5年6月8日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、2,923件64,935,677円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>(注意事項) 収入事務手続に関する事項 給与に関する事項 県有財産の管理に関する事項</p>
リウマチセンター	令和5年6月8日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>(注意事項) 歳入の収納に関する事項</p>
坂町病院	令和5年6月9日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、560件8,467,952円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p>